

特集編の編集にあたって

農業・農村は、国民に食料を安定的に供給するとともに地域の経済を支えており、さらに、文化の継承、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、エネルギーの供給、学習・保養の場の提供など、様々な多面的機能を有しています。

しかし、農村部では、人口減少・高齢化等により、これまで地域住民が共同で行ってきた祭りや水路清掃など農業・農村が持つ様々な多面的機能の維持が困難になることが懸念され、農村の存続そのものが危惧されています。また、基幹産業である農業も担い手の減少が問題となっており、荒廃農地の面積は、高齢者の離農等に伴い増加することが危惧されています。

このような中、総理官邸に置かれた農林水産業・地域の活力創造本部において、農業・農村を取り巻く課題の解決に向けて、急ぎ着手すべき農政改革のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」が平成25年12月に取りまとめられました（平成26年6月に改訂）。

その中では、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けた具体的な施策として「多様な担い手の育成・確保」や「女性農業経営者の能力の積極的な活用」等が示されました。現在、農林水産省では、その実現に向けて全力で取り組んでいます。

九州の農業は、温暖な気候風土を活かしながら、多様な農業が展開され、多様な農業者に支えられ、農業産出額は全国の2割を占める、地域の基幹産業となっています。農業者の減少や高齢化等は全国と同様で、農業・農村を持続・発展させていくためには、地域農業の担い手の確保が重要な課題となっています。

一方で、元気で積極的な担い手も既に多数存在しており、また企業の農業参入の増加や地域ぐるみでの大規模法人設立、女性農業者の活躍など明るい動きも現れています。

本特集編では、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」実現のためには必要不可欠な、農業の担い手の確保に向けて、担い手の現状や取組、担い手育成等への支援策、女性農業者の活躍などについて取り上げます。

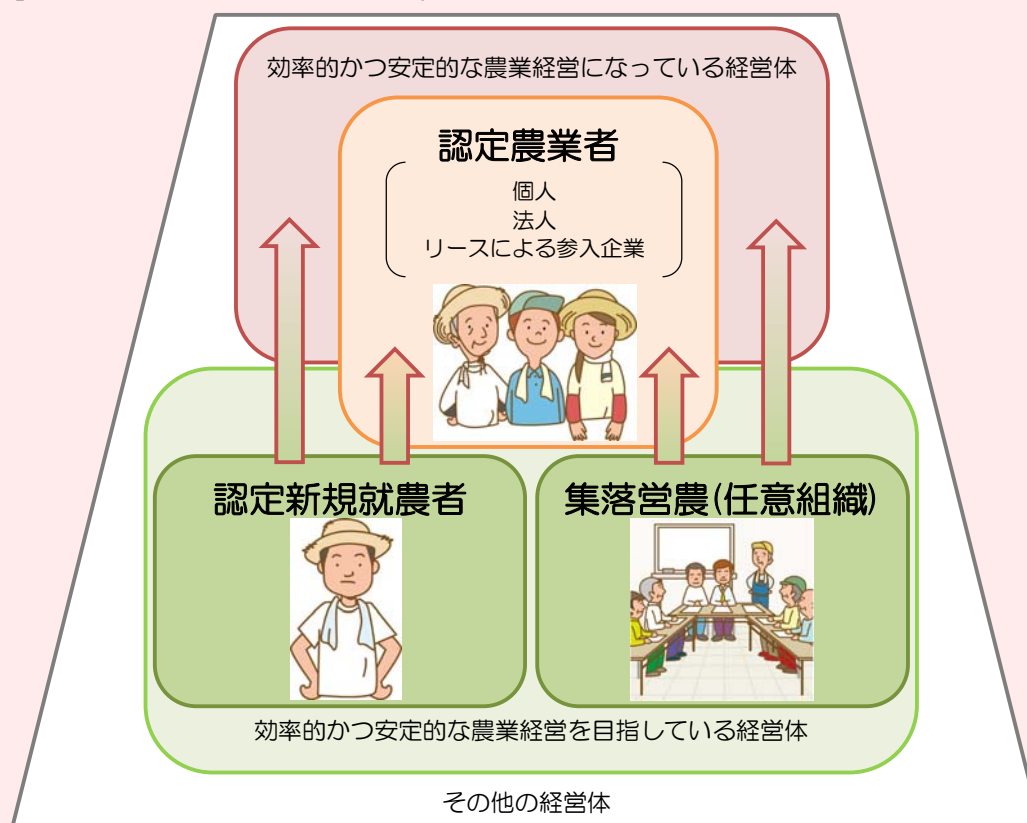
【解説：「担い手」とは】

食料・農業・農村基本法では、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得^{そんしよく}を確保し得る経営）が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目指すとされています。

農林水産省では、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体及びそれを目指している経営体両者を併せて「担い手」と定義しています。

効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体としては、「認定農業者^{*}」、将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者^{*}」、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる「集落営農^{*}」があります。

本特集編では、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体及びそれを目指している経営体の中から、主に「認定農業者」、「集落営農」、「農業法人^{*}」を中心に上げます。



※ 「用語の解説」を参照。（特集編の末「参考資料」に収録。以下、同じ。）